

札幌市円山動物園動物福祉基準

(取り組みの原則)

第1条 この基準で定める動物福祉の向上に向けた取り組みの原則を以下のとおりとする。

- (1) 動物福祉は様々な物理的要素によってプラスにもマイナスにも影響を受ける可能性があり、動物福祉を向上させるためには飼育動物がその種に特有な環境と行動を適切に選択でき、さらにコントロールできることが重要な要素である。
- (2) 栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域モデルを活用し、飼育動物の状態を観察・評価を行い、必要な体制整備し、安全管理等を行うことにより、動物福祉の向上に向けて常に尽力しなければならない。
- (3) 飼育動物の健康状態が疾病障害等で著しく損なわれていると判断した場合、生命の尊厳に配慮し、その動物から可能な限り苦痛を取り除くことを目的として、必要に応じて人道的な安楽死処置を実施する責を負う。
- (4) 飼育動物について、動物福祉や保全等に関する適切な調査研究やその他の学術活動に積極的に関わる責を負う。

(用語の定義)

第2条 本基準で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 飼育動物
原則として、円山動物園で飼育するすべての動物をいう。
- (2) 飼育施設
動物の飼育管理のために提供されるすべての施設を指し、屋内施設及び屋外運動場の双方を含む。
- (3) デモンストレーション
人と飼育動物のふれあいの機会の提供、興行、商業的な撮影等をいう。これには、園外で行われる出張イベント等も含まれる。
- (4) 環境エンリッチメント
動物に関する科学的な知見をもとに、動物の持つ行動及び生理的な要求に応え動物福祉を良好にするために、動物が取りうる選択肢を増やし、種に特異的な行動や

認知能力の発揮など、動物本来の性質の発現を促す飼育環境の整備と管理方法を改善することをいう。

(良好な動物福祉の実現を妨げる行為の禁止)

第3条 飼育動物の良好な動物福祉の実現を妨げると考えられる次の各号を禁止する。

- (1) 当該個体の身体的あるいは行動上の健全さ、発育、心理的健康を損なうような物理的な制裁を使った訓練手法
- (2) 動物の身体的ないし心理的健康に有害なデモンストレーション
- (3) 動きを著しく制限し心理的健康を損なうような何もない飼育施設への閉じ込め
- (4) 審美的な見地による外科手術及び問題行動の外科的解決
- (5) 来園者からの無制限の給餌
- (6) 種の保全状況を損なうと考えられる野生動物の入手及びそれを助長するような相手先からの入手

(動物の栄養に関する基準)

第4条 動物の飼育管理にあたり、適正な給餌及び給水とその衛生の維持のため、次の取り組みを実施する。

(1) 適正な給餌及び給水

ア 種ごとの給餌計画を策定し、管理すること。なお、この給餌計画は飼育動物の成長及び繁殖状態を考慮し定期的に見直すこと。

イ 飼育動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。

ウ 社会的なグループの中で、他の動物からの汚染、優位性及び競争を防ぎ、すべての個体がいつでも十分に利用できるような方法で、給餌及び給水を行うこと。

(2) 給餌の衛生管理

ア すべての調餌エリアは、衛生的に保つこと。

イ すべての餌は、劣化、カビ、汚染から適切に保護されている施設に保管すること。

ウ 飼育施設内の給餌場所、給水場所を衛生的に管理し、汚染リスクが最小限に抑えられ、必要十分な量が提供されていること。

(3) 生きた脊椎動物を給餌する場合の注意事項

生きた脊椎動物を他の動物に給餌する場合は、動物福祉評価委員会において倫理的審査を行い、給餌される動物の苦痛を軽減し、飼育動物の良好な動物福祉にとって絶対的に必要な場合にのみ実施すること。

(動物の飼育環境に関する基準)

第5条 動物の飼育管理にあたり、飼育施設等について次の取り組みを実施する。

(1) 飼育施設の設計

ア 動物の飼育施設の設計にあたっては、その動物の生涯にわたる基本的な身体的・行動的要求を満たし、常に自然で正常な行動を促すための適切な複雑さを提供すること。

イ 個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐなど、日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。

ウ 飼育施設のすべての動物に、隠れ場、遊び場等の設備及び器具等を備えた豊かな飼育及び保管の環境を整え、常に自由にアクセスできるように努めること。

エ 過度なストレスがかからないように、適切な湿度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を整えること。

オ 屋外又は屋外に面した場所にあたっては、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。

(2) 飼育施設の衛生管理

ア 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造及び材質にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

イ ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼育又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。

ウ ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

エ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする

オ 適切な飼育管理、健康管理をするため、飼育動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。

カ 動物に感染症が確認された場合は、あらかじめ定めた防御及び制御を直ちに実施し、その拡大防止等に努めること。

(3) 飼育施設の安全管理と動物の脱出防止等

ア 飼育施設について日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼育及び保管する飼育動物の数及び状態を確認すること。

イ 動物の逸走を防止するため、飼育施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

ウ 飼育設備は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること

エ 平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、災害発生時等における動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

オ 施設の構造並びに飼育及び保管の方法は、職員が危険を伴うことなく作業ができるものとする。

(4) 水生動物及び海洋動物で特に配慮すべき事項

ア 飼育水には有害な汚染物質が含まれてはならず、必要に応じてろ過などを行うこと。

イ 飼育水の水温、水質、水流、飼育施設の光量などはその動物に適したものである。

ウ 水質（pH、塩分濃度、酸素濃度、アンモニア、亜硝酸塩、硝酸塩等）は適切に訓練された人員によって定期的に検査し、その動物に適した値内に維持されること。

(5) 動物の移動

ア 動物の輸送及び移動は、適用されるすべての地域、国内及び国際的な法律、規範、基準及びガイドラインに準拠すること。

イ 輸送及び移動中の良好な動物福祉と安全の確保及び動物による危害の防止のため、適切な輸送または移動の計画を策定し実施すること。

ウ 動物福祉に配慮した輸送等を行うため、動物の種類、性別、性質及び群れでの管理等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる

車両、容器等は、飼育動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。

エ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

オ 輸送及び到着時に、関係書類を含め、獣医師等による適切な検査を行うこと。

(動物の健康に関する基準)

第6条 飼育管理する動物の健康の維持等にあたり、次の取り組みを実施する。

(1) 獣医学に基づく疾病予防及び治療の実施

ア 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努め、必要に応じてワクチン接種や寄生虫予防又は駆除等を実施すること。

イ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。この際、傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分に認識して対応すること。

ウ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

エ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明及び再発防止を図るため、獣医学的な見地から適切な措置を講じること。

(2) 飼育管理する動物に対する苦痛の軽減

ア 飼育動物の飼育及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。

イ 非侵襲型の個体識別方法を基本とし、外科的処置による識別を実施する場合は、その苦痛を最小限にすること。

ウ 避妊や去勢は、個体数管理が必要とされる場合に行うことを原則とし、副作用等の影響を熟考した上で決定すること。

(3) 終生飼育の原則

ア 希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼育動物が終生飼育されるよう努めること。ただし、動物福祉規程第7条第1項で定める場合で、安楽死処置を行う場合は、この限りではない。

イ 前号のただし書きにおいて、やむを得ず安楽死処置を行う場合は、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法をとるとともに、獣医師によって行われなければならない。

(4) 動物由来感染症対策と衛生動物の防除

ア 飼育動物、職員及び来園者における人と動物の共通感染症を含む感染症対策を実施し、その実現に向けて感染症対策マニュアルの策定及び感染症発生時の危機管理プランを策定すること。

イ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

(5) 飼育施設に動物を導入する場合の注意事項

ア 他の施設から譲り受け、若しくは借り受けた動物を新たに施設内に導入する場合は、原則として検疫施設で当該動物が健康であることを確認すること。この際、健康状態の確認が終わるまでは、他の動物との接触、展示、販売又は貸出しをしないこと。

イ 当該動物の健康状態の確認は、目視及び感染症等の検査を実施するとともに、導入に係る相手方等からの聴取りにより確認すること。

ウ 当該動物の飼育環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。

(6) 動物が死亡した場合の取り扱い

ア 飼育動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

イ 飼育動物が死亡した原因を究明するため、必要に応じて剖検を行うこと。

ウ 剖検を行うにあたっては、汚水・悪臭の防止に努め、適切な環境衛生の管理を行うこと。

(7) 記録の保存

施設管理、動物管理（個体毎又は群れの状態、繁殖の実施状況を含む）、獣医学的処置、健康と動物福祉に関する情報は、飼育員による観察と記録によって長期にわたって保存すること。

（動物の行動に関する基準）

第7条 飼育管理する動物の適切な行動の発現にむけ、次の取り組みを実施する。

(1) 環境エンリッチメント

ア 飼育動物に対して可能な限り環境エンリッチメントを行い、常に自然で正常な行動を発現できる環境を用意することに努めること。

イ 取り組んでいる環境エンリッチメントは、定期的に安全性の確認、評価及び見直しを行い記録しなければならない。

(2) 生理生態に配慮した管理

ア 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成及び性比等を考慮し、できるだけ複数で飼育及び保管すること。

イ 異種又は複数の飼育動物を同一施設内で飼育又は保管する場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ウ 社会的グループを形成する種の個体は、獣医学的目的のために必要な場合、又はその他の理由（切迫した出産など）により正当化される場合や、隔離が個体の動物福祉を損なわない場合を除き、隔離して収容しないこと。

(3) 繁殖及び幼齢動物の飼育における配慮

ア 飼育動物を繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

イ 動物の生態に合わせて、親子等をともに飼育できるように努めること。特に幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼育すること。

(4) 動物のトレーニング

ア 飼育動物のトレーニングは、健康管理を目的とし、動物の自発的な行動を促す方法によることを原則とすること。

イ 鎖やロープなど、動物を拘束しなければならない場合は、医療介入又は輸送中の動物とスタッフの安全性を確保する場合等のみに認められる。この場合、拘束は必要最低とし、動物福祉に配慮した方法とすること。

(5) 飼育動物と来園者等との交流

ア デモンストレーション及びその訓練は、動物の自発性を尊重し、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物を殴打し、酷使用する等の虐待となるような過酷なものとならないようにすること。

イ 動物のふれあいに際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行わないこと。

- ウ 飼育動物の給餌を適切に管理し、来園者がみだりに食物等を与えない措置を講ずること。
- エ 短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において飼育動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼育及び保管の環境の確保に努めること。
- オ 移動先にあっても、動物の習性或衛生管理に配慮した施設において飼育及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。
- カ 人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある飼育動物については、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。
- キ 動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態及び人と動物双方に対し有害となる方法による撮影等を行わないこと。

(飼育動物の精神状態に関する基準)

第8条 飼育動物の良好な動物福祉の実現に向け、次の取り組みを実施する。

- (1) 動物の飼育管理に当たっては、動物のポジティブな身体的及び社会的な経験を促し、ネガティブな経験を軽減することで、総合的に飼育動物の良好な動物福祉を確保するように努めること。
- (2) 飼育動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。

(動物の管理に関する基準)

第9条 前条までの5つの領域における動物福祉の把握と向上に向けた取り組みに加え動物の飼育管理等に関して、次の取り組みを実施する。

(1) 個体の状況の把握と管理方法

- ア 一日一回以上飼育施設等を巡回し、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保管すること。
- イ みだりに繁殖させることにより飼育動物の適正な飼育及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、飼育動物の年齢、健康状態等を勘案し、

計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。

ウ 遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。

エ 飼育又は保管をする動物の種類及び数は、飼育施設の構造及び規模並びに動物の飼育又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。

オ 飼育動物の適正な飼育及び保管並びに動物が逸走した場合の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の個体を識別する措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

(2) 収集展示計画

ア 収集する動物は、できるだけ飼育下繁殖したものとする。

イ 野生から動物を入手する場合は、必要最小限とし、その場合、入手は適法であることはもちろん、種の保全について十分な配慮のもとで行われること。

ウ 動物の移動に関しては、野生動物の保全・動物福祉の向上の努力を損なうような動物の商取引を強化することがないように配慮すること。

エ 収集する動物は、当該施設における展示計画及び繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。

オ 性別、年齢、血縁等が収集の目的及び条件に合っていること。

カ 野生動物救護等の目的で保護した個体を展示する場合についても、その動物の状態に応じて動物福祉に配慮した適切な取り扱いを行うこと。

(3) 人への危害の防止及び災害等緊急時の対応

ア 飼育施設は、人に危害を加えるおそれ等のある飼育動物が来園者に接触することができない構造にするとともに、飼育動物を観覧する場所と施設との仕切りは来園者が容易に越えられない構造にすること。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等に鑑み、人に危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある飼育動物」という。）が逸走し

た場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ウ 関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画を動物福祉の観点を踏まえあらかじめ作成するものとし、緊急事態が発生したときは、速やかに、飼育動物の保護並びに飼育動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

エ 人に危害を加える等のおそれのある飼育動物が逸走した場合には、速やかに来園者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した飼育動物の捕獲等を行い、飼育動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

オ 動物の飼育又は保管をする場合にあっては、動物の逸走時及び災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制を整備するほか、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

カ 毒蛇等の有毒動物を飼育及び保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、飼育動物による人への危害の発生の防止に努めること。

キ 飼育動物の飼育及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、来園者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。

ク 飼育動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。

ケ 人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

(4) 排水等の管理

排水等を適切に管理するため、排水に関する設備の掃除を定期的に行なうこと。

(5) 適切な飼育管理等のための人員体制

ア 飼育動物の飼育及び保管並びに来園者等への対応が、その動物の生態、習性及

び生理についての十分な知識並びに飼育及び保管の経験を有する専門の職員、又はその監督の下に行われるように努めること。

イ 職員に対して必要な教育訓練を行い、飼育動物の保護、飼育動物による事故の防止及び来園者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

(6) 飼育動物の研究

ア 研究及び教育において飼育動物を使用する場合は、動物福祉への影響を考慮し、いかなる負の影響も実施する前に評価を行わなければならない。

イ 動物に大幅な外科的介入や負担をかけるような研究を実施しないことを原則とする。

ウ 医学研究における支援を目的に計画された動物に負担をかける手順は、飼育動物では行わない。なお、日常の業務手順を行う際に、採取した組織や死体からの試料収集についてはこの限りではない。

(7) 飼育動物に関する情報提供

ア 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、来園者の動物及び動物福祉に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。

イ 来園者と飼育動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼育保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。

ウ 来園者と飼育動物との接触を行う場合には、来園者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。

エ デモンストレーションは、動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、過度な擬人化を行ってはならない。

附則

この基準は令和5年3月9日より施行する